

盛岡市監査委員告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 11 月 28 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- 1 定期監査の結果の報告 令和元年 9 月 27 日付け 1 盛監第 36 号
- 2 対象部署及び事項 教育機関（小学校, 中学校, 高等学校及び幼稚園）に係る
指摘事項
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。

1 盛教総第 175 号
令和元年 11 月 21 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 9 月 27 日付け 1 盛監第 36 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 山岸小学校，北厨川小学校，見前小学校，河南中学校，仙北中学校，見前中学校，渋民中学校）
 - (1) 特定個人情報等の管理に当たり，個人番号届出書が保存されていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。（山岸小学校，北厨川小学校，見前小学校，河南中学校，仙北中学校，渋民中学校）
 - (2) 就学援助費の支給事務に当たり，代理受領した校長から保護者への支給が遅延している事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。（見前中学校）

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 個人番号届出書の取扱いについて，校内で個人情報保護管理規程，関係通知，連絡報告体制及び取扱い区域の周知徹底を図った。（山岸小学校，北厨川小学校，見前小学校，河南中学校，仙北中学校，渋民中学校）

イ 就学援助費の支給事務に当たり，代理受領した校長から保護者への支給については，遅延なく速やかに実施すること及び現金受領の際に作成する受領簿の作成を徹底するよう指導を行った。

教育委員会事務局からの指導を受け，校内で業務進行表により業務の進捗状況を確認することや事務処理を複数人でチェックする体制を整えた。（見前中学校）

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 原因は、個人情報保護管理規程（平成22年訓令第2号）、報酬等の支払いに係る個人番号の取扱いについて（平成27年12月24日会計課長通知）及び個人番号関係事務に関する書類等の管理について（平成27年12月24日総務課長通知）に対する認識不足によるものである。

今後は、個人番号届出書の事務取扱いに関しては、収集方法から収集後までの手続きを校長、副校長、事務担当者において共有するとともに、個人番号届出書を保管用のファイルに綴り、施錠できる場所で保管することを厳守する。また、毎年度末に、謝金等源泉処理を行った該当者と個人番号届出書の突合作業を行うよう学校教育課から指示する。さらに、異動の際は、事務引継書に必要な手続きを明示し、事務処理に遺漏がないようにするなど確認体制を構築し、個人情報保護を確実に実施することにより、再発防止に努める。

イ 原因は、事務担当者による代理受領等の事務処理の遅延及び管理職の業務の進捗状況の確認不足並びに学務教職員課の学校からの報告の確認不足によるものである。

今後は、事務担当者に期限を厳守するよう指導するとともに、業務進行表による業務の進捗状況の確認を担当者及び管理職が定時期に行い、必ず複数人によるチェックを徹底し、事務に遅延が生じることのないよう適切な事務執行に努める。

学務教職員課では、学校作成の支給調書に基づき、代理受領時の受領簿作成及び提出について周知徹底を図り、事務担当者及び学務教職員課の双方での確認を徹底し、再発の防止に努める。